

医政発0401第4号  
令和6年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

周産期医療対策事業等実施要綱の一部改正について

周産期医療対策事業等については、平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」の一部を別紙「新旧対照表」のとおり改正し、令和6年4月1日より適用することとしたので通知する。

また、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。